

経営改善計画書

〔計画期間 平成29年度～平成33年度〕

公益社団法人 岐阜県森林公社

目 次

I	はじめに	1
II	森林公社の現状	
1	森林公社の概要	2
2	分収林の現状	5
III	前期経営改善計画の評価	
1	経営対策	9
2	森林管理対策	13
3	木材生産対策	17
4	今後の課題	23
IV	課題解決に向けた取組	
1	経営対策	25
2	森林管理対策	28
3	木材生産対策	30
V	進捗管理	34
VI	進捗管理表	35

I はじめに

平成23年3月に岐阜県が設置した「岐阜県森林整備法人経営改善検討会」から提出された「岐阜県森林整備法人の今後の経営対策及び森林整備のあり方に関する提言書」（以下、「提言書」という。）を受け、岐阜県森林公社（以下、「森林公社」という。）として、主に分収造林事業に関する取組内容をまとめた「経営改善計画書」（以下、「計画書」という。）を平成24年3月に作成し、以降、経営改善の取組を進めてきました。

この5年間において、計画書に取組事項として記載した41項目については、全て実施又は着手してきたところですが、この間も木材価格の下落が続き、経営環境は一層厳しさを増している状況です。

特に、主伐が本格化するまでの間の事業運営は借入金に頼らざるを得ないことから、借入金を少しでも抑制するためにも、経営改善の取組を今後も継続していく必要があります。

よって、平成29年度から平成33年度までの5年間の取組内容を定めた新たな計画書を策定し、経営改善に取り組んでいくこととします。

II 森林公社の現状

1 森林公社の概要

(1) 設立年月日及び沿革

昭和41年11月 1日	社団法人岐阜県林業公社として設立
昭和59年12月14日	森林整備法人として認可
平成 9年 4月 1日	社団法人岐阜県森林公社に名称変更
平成25年 4月 1日	公益社団法人へ移行

(2)所在地 森林公社本所 美濃市生櫛1612番地2 岐阜県中濃総合庁舎内
高山出張所 高山市上岡本町7丁目468番地 岐阜県飛騨総合庁舎内
白山林道管理事務所 大野郡白川村大字馬狩字幅上246の4番地

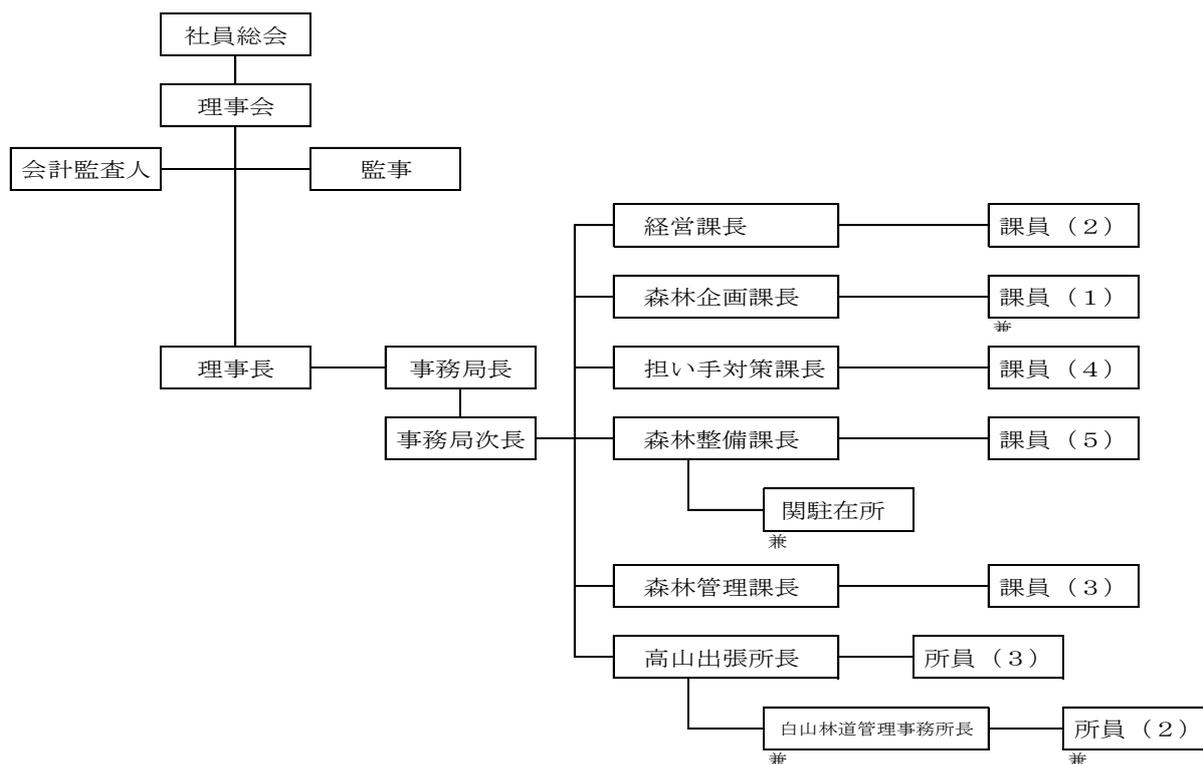
(3)社 員 58 岐阜県、市町村(34)、森林組合(20)、林業関係団体(3)

(4)出資金 548万円
岐阜県(47.8%)、市町村(31.2%)、森林組合(17.0%)、団体(4.0%)

(5)設立目的

地球温暖化防止、水源涵養、県土の保全等森林の多面的機能を発揮する森林の整備・保全を図るとともに森林資源の育成を進め、併せてこれらを担う人材の育成・確保の支援を図ることにより、もって地域経済の発展及び住民の安全で豊かな生活に寄与することを目的とする。

(6)組織図



(7) 事業内容

- ① 森林環境整備事業 分収造林事業、家族ぐるみの森林造成事業、県営林等整備事業
- ② 白山林道管理事業
- ③ 林業労働力対策事業 支援センター事業、雇用改善促進事業、雇用安定化事業

(8) 分収造林面積 14,347ha

(9) 公益的機能評価 (H13日本学術会議答申を参考に算出)

398億円/年

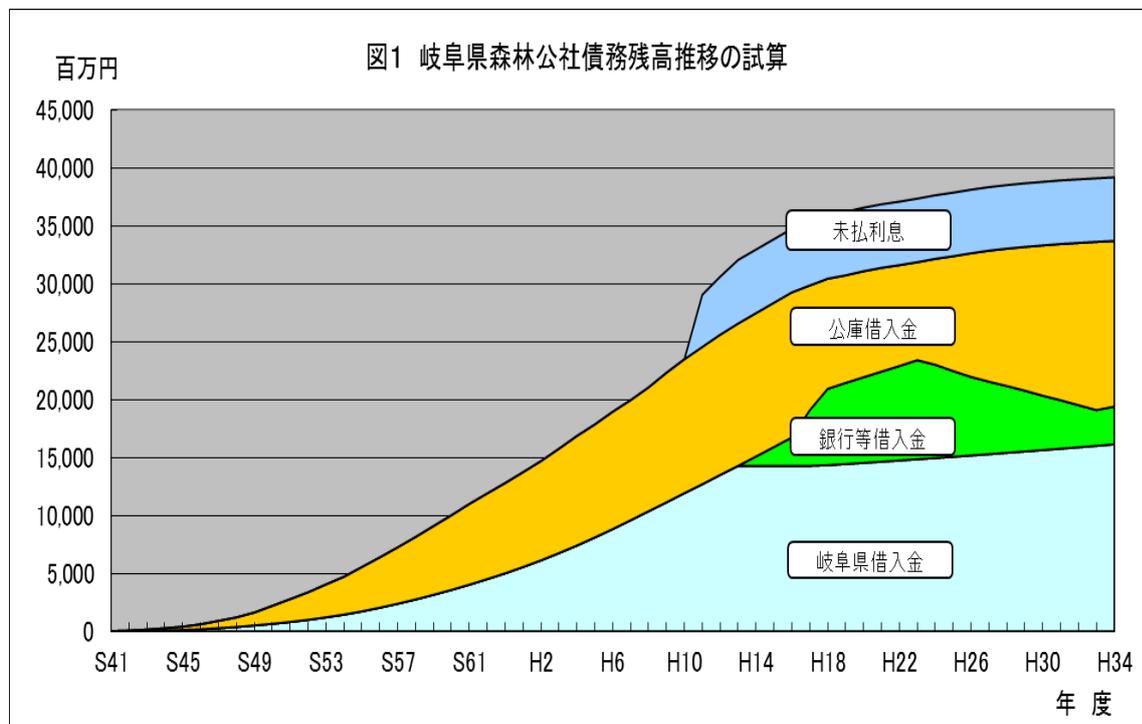
地球環境保全機能	8億円
土砂災害防止機能	208億円
水源かん養機能	169億円
保健レクリエーション機能	13億円

(10) 長期債務残高

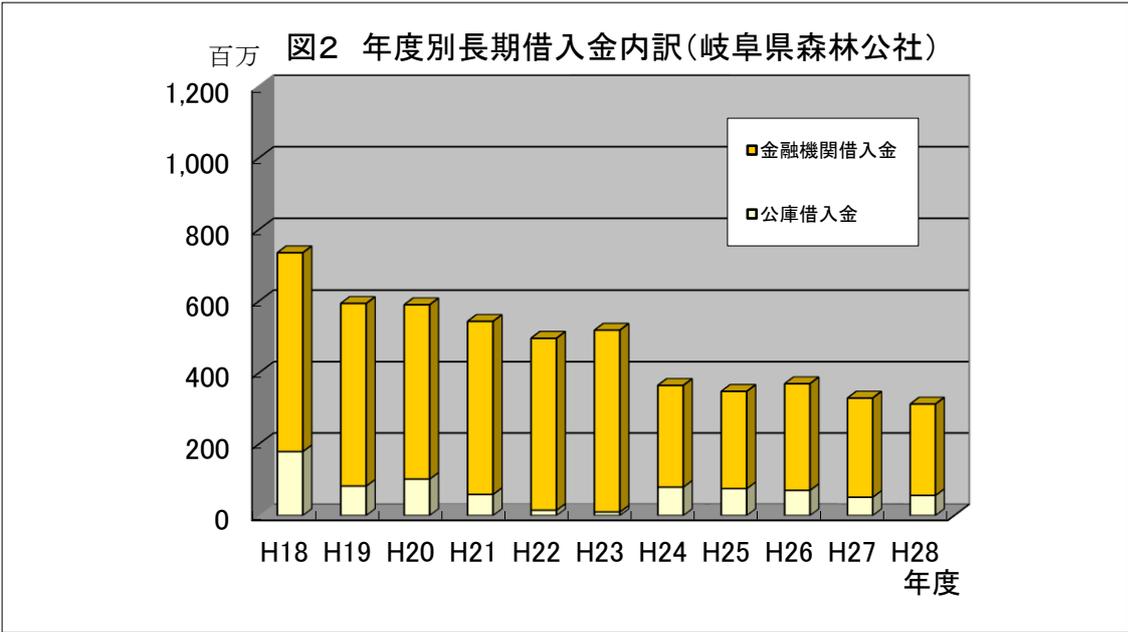
392億円 (H29年3月末)

日本政策金融公庫	118億円
岐阜県	160億円
金融機関	59億円
未払利息(※)	55億円

(※) 未払利息=岐阜県借入金未払利息



※本格的な伐採収入を得るまでは債務残高が増加し、ピークは平成39年の395億円と想定される



注：借り換え資金を除く新規の借入のみ

(11) 県の支援措置

(H29当初)

292百万円

公庫借入金利子助成	44百万円
金融機関借入金利子助成	88百万円
県借入金	160百万円

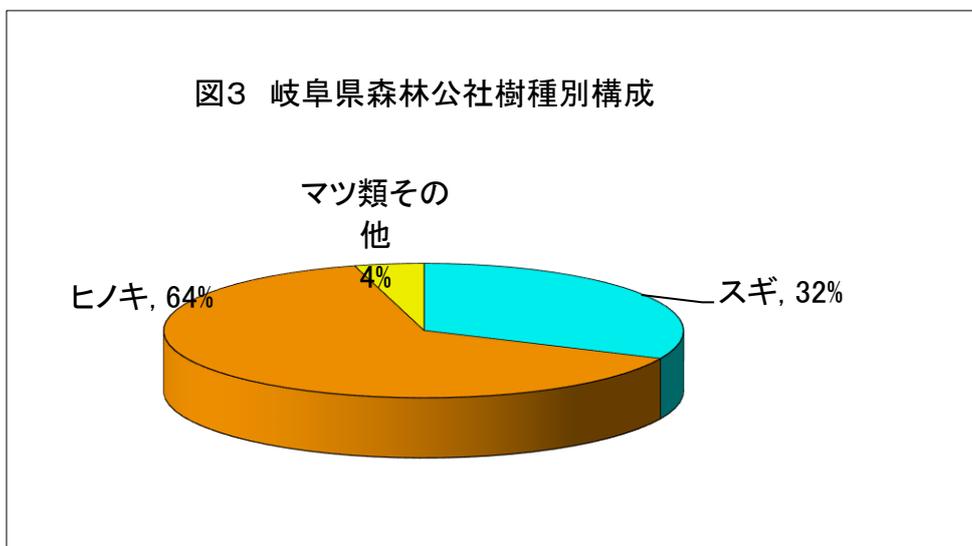
2 分収林の現状

(1)分収林の資源状況

ア 樹種別面積割合

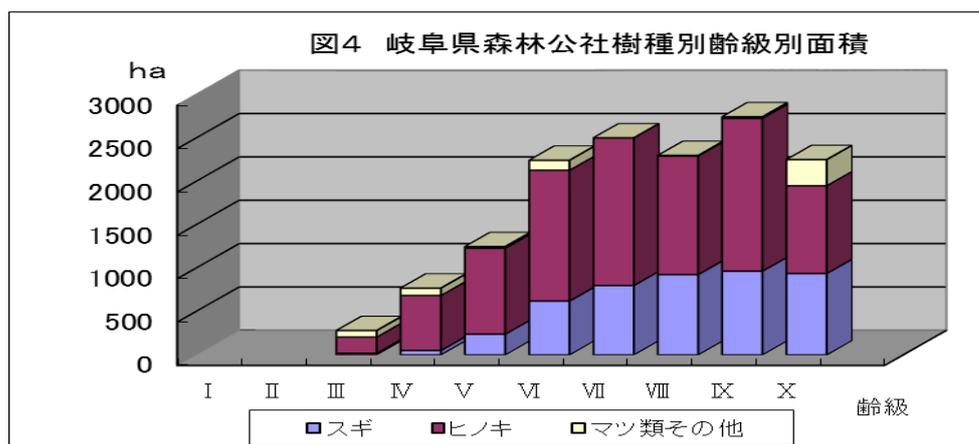
植栽樹種別の面積割合は、スギ32%、ヒノキ64%、その他4%となっています。

【図3参照】



イ 齢級^{*1}別面積

分収林の約9割が5齢級から10齢級（21～50年生）であり、今後、保育間伐又は利用間伐を実施していく必要がある森林が大部分を占めています。【図4参照】



*1齢級：林齢を5年ごとに括ったもの。1年生から5年生までを1齢級と表示する。なお、林齢とは植林した初年度を1年生とし、以後の経過した年数をいう。

ウ 圏域別面積

飛騨地域が49%の6,900ha、次いで西濃地域が26%の3,700ha、中濃地域が22%の3,000haで、この3地域で97%を占めています。【図5、図6参照】

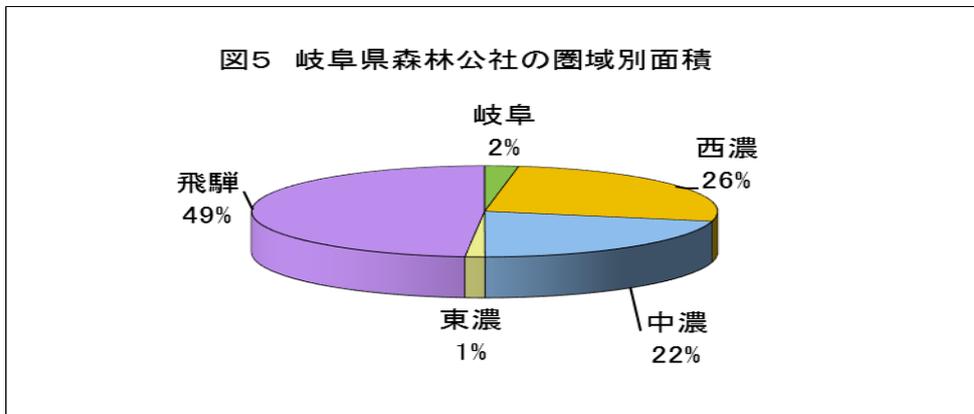
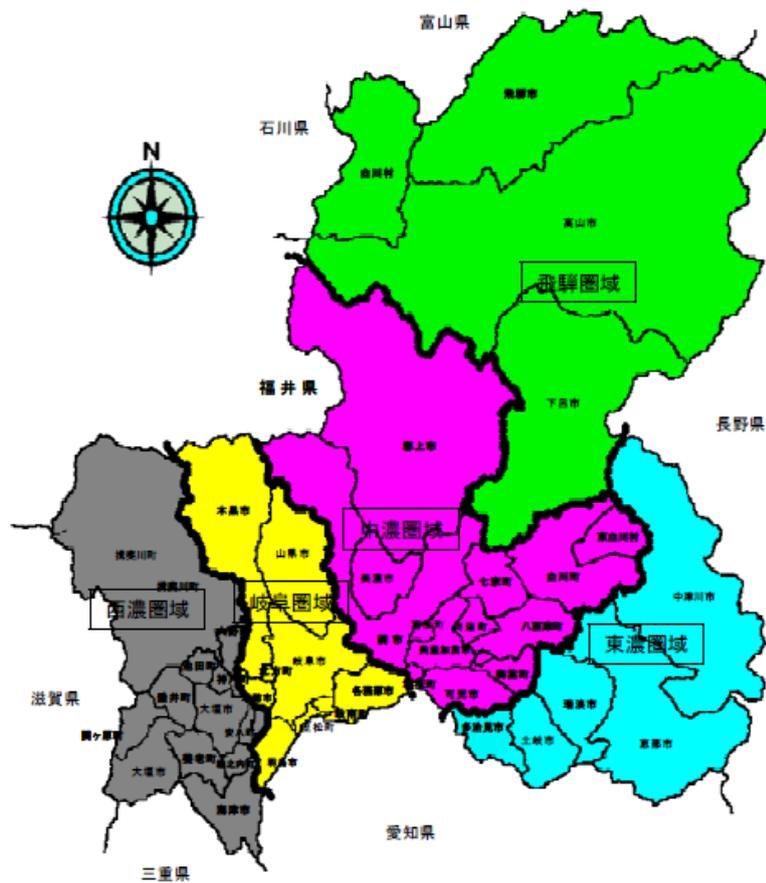


図6 岐阜県圏域図



(2) 事業実績

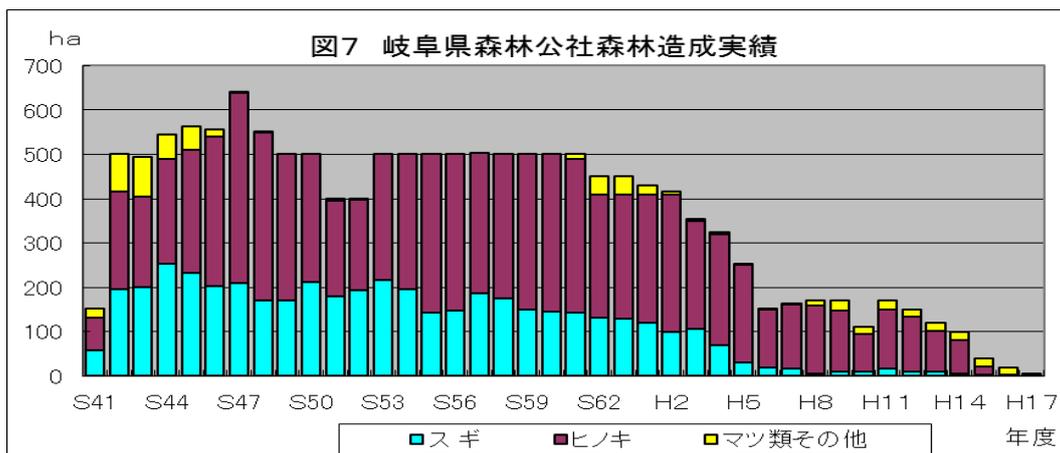
ア 森林造成事業

岐阜県森林公社は、岐阜県下28市町村で、昭和41年度から平成17年度までに、14,347haの森林を造成しました。

事業は、10年を1期とする「分収林計画」に基づき、新植は昭和42年度から平成2年度まで、毎年400～500haを実施しました。最近では保育間伐事業のほか、利用間伐事業及び作業道開設を中心に計画的に行っています。

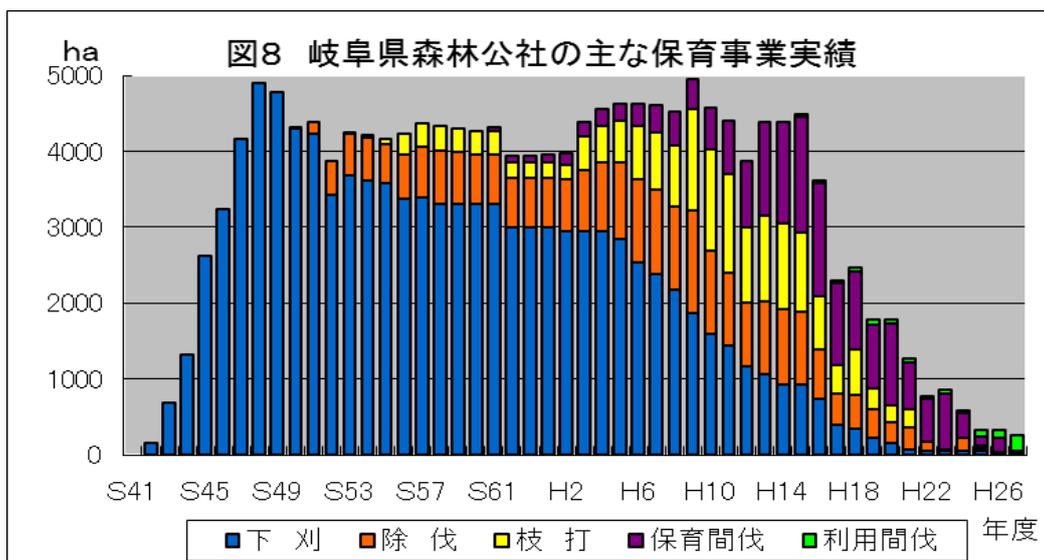
なお、新規の分収造林契約は、平成14年度以降休止しています。

【図7参照】



イ 保育事業

設立以降約20年間、毎年400～500haの新植を実施したことにより、下刈、除伐等の保育事業量が増加しました。齢級が高まるにつれ、保育間伐や利用間伐が増えていますが、事業量全体としては減少傾向にあります。【図8参照】



ウ 分収造林事業費

設立後の20年間は、造林面積とそれに伴う保育事業の増加により、事業費は年々増加してきました。しかし、齢級が高まるにつれ下刈・除伐から間伐へと保育の形態が代わり、平成11年度の約17億円をピークに事業費は減少しています。また、平成20年度以降は、枝打ちの休止、除伐事業の実施時期の見直しにより事業費は更に減少しています。【図9参照】

一方、主伐までの間に収益が期待できる利用間伐については、有利な補助制度を活用していますが、効率的な生産を可能にする作業道の未整備な箇所が多くあり、大きな収益には結びついていません。【表1参照】

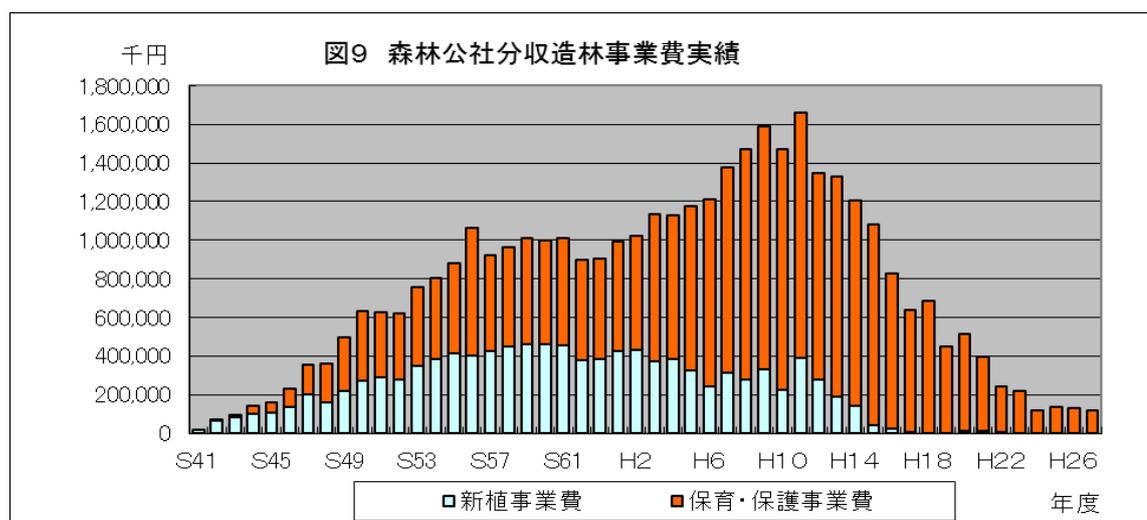


表1 岐阜県森林公社最近5カ年の利用間伐実績

区分	H24	H25	H26	H27	H28
販売材積	773m ³	1,991m ³	3,296m ³	4,429m ³	4,852m ³
収益	2,612千円	12,831千円	13,451千円	13,982千円	11,593千円

Ⅲ 前期経営改善計画の評価

1 経営対策

(1) 組織の見直し

ア 公益社団法人への移行

平成25年4月1日に公益社団法人へ移行しました。

イ 両公社の類以業務の管理統合

平成24年度に森林公社と三川公社（以下、「両公社」という。）の経営課を統合し、1人の担当者が両方の事務を取り扱うようにしましたが、両公社は、資金の借入先や借入条件、分収金の算出方法等が異なることから、事務に混乱が生じ、逆に事務の効率が悪化しました。

この結果、経営課を統合しても事務の効率化や人件費の削減につながらないことが確認でき、平成25年度以降は改めて、両公社に管理部門を設けることとしました。

なお、両公社が実施している分収割合の変更事務や利用間伐事業を中心とした森林整備業務については、共通する内容も多いことから、今後も両公社が連携して取り組む必要があります。

ウ 組織の見直しと職員の適正配置

白山林道課や森林整備第2課を廃止し、組織をスリム化しました。高山出張所は、飛騨地域における保育事業や森林所有者との契約更改等の交渉事務が増加しているため、存続することとしました。

また、プロパー職員を退職者不補充により13人から9人とし、退職者3人の再雇用や森林・林業に関する知識を有する県、市町村及び関係団体の退職者を確保しました。

○業務内容に即した組織再編により職員を削減 (単位：人)

区 分	プロパー	県派遣	再任用	指導員	嘱託員	その他	計
H23	13	2	0	5	3	4	27
H28	9	4	3	4	3	2	25
増 減	△4	2	3	△1	0	△2	△2

(県派遣職員4名のうち2名は三川公社と兼務)

エ 木材生産業務拡大への対応

木材生産業務の拡大に対応するため、施業プランナーを6人、更に上級施業プランナーを2人育成しました。森林評価測定士は6人育成しました。

(2) 管理費・事業費の縮減

ア 常勤役員及び管理職の兼務

理事長を三川公社との兼務とし、専務理事や参事を廃止しました。

これら常勤役員及び管理職の見直しと、先述のプロパー職員の退職不補充（再雇用対応）、岐阜県職員の派遣により人件費を約3,800万円縮減しました。

○人件費の比較 (単位：千円)

区 分	人件費
H23	158,703
H28	121,168
増 減	△ 37,535

イ 管理部門の統合

平成24年度的美濃市への事務所移転に合わせ、三川公社との事務機器の共有、事務室借り上げの一括契約等により、事務経費の一部は縮減できましたが、分収割合の変更、契約満期を迎える契約地の対応等により平成28年度は300万円の増額となりました。

○事務機器の台数の比較

区 分	プリンタ	複合機	コピー機	ファックス
H23	11	1	2	2
H28	6	1.7	1	1
増 減	△5	0.7	△1	△1

(複合機の台数については、三川公社と共有している複合機(1台)の利用料の負担割合から算出し、0.7台と表記した)

○事務経費の比較 (単位：千円)

区 分	事務経費
H23	24,985
H28	28,297
増 減	3,312

ウ 契約における競争原理の導入

事業費の縮減等を図るため、50万円未満の少額の契約を除き、全て入札等により契約者を決定しました。

(3) 国・県・公庫による支援策の積極的な活用

美しい森林共同整備岐阜県協議会から受託する分収林契約適正化事業^{*2} (国補助事

*2 分収林契約適正化事業：国補助事業で、長伐期施業への契約変更事務及び契約適正化対象森林選定活動により分収造林地の調査をおこなう事業。

業)を活用して、長伐期施業*³への契約変更事務(50件)及び契約適正化対象森林選定活動により分収造林地を調査(1,032ha)し、事務経費を縮減(2,100万円)しました。(平成24年度～28年度累計額)

平成26年度から清流の国ぎふ森林・環境基金事業の100%補助金を活用し、853haの保育間伐等を実施する等により、負担を軽減(150百万円)しました。(平成26年度～28年度累計額)

日本政策金融公庫*⁴の森林整備活性化資金(借入金の3/5無利子、2/5の有利子分は岐阜県の利子助成)を活用し、利息を軽減(1,100万円)しました。(平成24年度～28年度累計額)

以上のほか、森林整備事業の実施にあたっては、国の造林補助事業を活用してきたところです。しかし、国からの造林補助金配分が減額となると公社の利用間伐事業量を減じざるを得なくなり、計画的な事業の実施が困難となることから、今後も全国森林整備協会等を通じ、国に対し造林補助金の予算確保について働きかけていきます。また、岐阜県に対しても利用間伐等計画量の増加に対応した造林補助金の優先的配分を要望していきます。

(4) 分収割合*⁵の見直し

ア 分収割合の変更に関する手法や基準の検討

木材価格の低下を踏まえ経営の健全化を図るため、平成27年度に分収割合の変更に関する手法や基準を検討した結果、すべての契約について、公社の割合を80%へ変更することとしました。平成28年度から土地所有者への説明を開始し、契約地の約43%(平成29年3月末時点)に当たる所有者から同意書を取得し、順次変更契約を実施しています。

今後も経営の健全化を図るため、すべての契約について分収割合の変更ができるよう土地所有者へ粘り強く理解を求めていきます。

イ 分収交付金の算出方法の検討

これまでは利用間伐による収入から伐採搬出経費、市場等への運賃、市場手数料等を費用として差し引いた後の収益を分収割合により配分し、調査費、作業路の開設経費、補修費は費用として計上していませんでした。そこで、作業道の開設経費及び補修費を費用計上する基準を策定したうえで、平成27年度から適用し、さらに平成28年度から調査費等に関する費用計上の基準を策定し、負担の軽減(9百万円)をしました。

公社の負担を軽減するため、作業道の開設経費及び補修経費、調査費等を分収交付金から控除する取り組みを今後も継続していきます。

分収交付金の算出方法

*³ 長伐期施業：伐期齢が長い施業をいう。標準伐期齢の約2倍(=100年)を伐期齢の目安として施業を実施している。

*⁴ 日本政策金融公庫：法に基づいて設立された特殊会社で、公共性の高い政策金融を担う組織。

*⁵ 分収割合：分収造林契約で定めた伐採収益の配分率

(分収交付金)

$$= ((\text{木材販売収入} + \text{補助金収入}) - (\text{事業費}) - (\text{作業道開設} \cdot \text{補修費}) - (\text{調査費})) \times \text{分収割合}$$

(5) 経営状況の実態把握と情報の開示

ア 林業公社会計基準の適用

林業公社会計基準を平成23年度決算から適用し、財務状況や資産管理の情報を開示し財務状況の透明性を確保しました。

イ 中期的な財務動向の把握

長期収支試算と併せて、今後10年間の収支計算書を作成し、中期的な見通しを把握しました。

今後も長期収支試算の見直しに併せて、今後5年間の収支計算書を作成し、中期的な見通しの把握に努めます。

ウ 契約地ごとの長期収支見込みの把握

施業地カルテ*⁶に基づき長期収支を作成し、将来を見据えた森林管理や経営状況の把握に活用しました。

しかし、すべての契約地の現地調査は時間と経費がかかることから、空中写真など既存資料をもとに施業地カルテを作成したため、森林の現況等を正確に反映できていません。

今後は、利用間伐事業など森林整備事業を通して得られた現地情報を反映させ、精度の向上を図ります。

(6) 長期収支見込みの算出及び公表

平成27年度に分収造林事業の見通しに大きく影響する変動因子の変動幅を考慮した長期収支の試算を行い、試算結果をホームページで公表し、公社の経営状況の実態について情報を開示しました。

木材価格や金利に加え、造材歩留まり等は長期的な収支の見込みを大きく変動させる要因となります。こうした要因が大きく変化した場合には、長期収支の試算の見直しが必要です。

*⁶ 施業地カルテ：契約地ごとの森林現況情報、施業情報、木材生産情報、収支試算情報などをまとめた資料。

2 森林管理対策

(1) 森林の生育状況に応じた森林整備区分の見直し

ア 森林整備区分の見直し

第6期分収林計画の策定（平成28年3月）に合わせて、森林整備区分と施業基準を見直しました。疎密度が低い森林を新たに「自然誘導林」に区分し、当該森林においては保育事業を最小限とし経費の軽減を図るなど、各区分の森林整備目標に応じて施業を実施していくこととしました。

また、自然誘導林については契約期間満了が近い契約地から順次、管理除外地*7を明確化し、土地所有者から要請があれば契約解除を行っていく方針としました。

○森林整備区分ごとの整備目標と整備方針

区分		森林整備目標	整備方針
循環利用林	A	公益的機能を維持し、木材生産機能を重視する森林	利用間伐、択伐、皆伐など、木材生産を行う。 その他保育施業は循環利用林Aで優先的に行う。
	B		
環境保全林		公益的機能を高度に発揮し、木材生産機能を維持する森林	環境林整備事業、人工林整理伐等により広葉樹への移行を図る。
自然誘導林		公益的機能を維持する森林	木材生産は行わず、環境林整備事業、人工林整理伐等により自然の植生を活かした森林へ移行する。
解除予定林		—	契約期間満了に合わせ、管理除外地を明確化し、契約解除を進める。

○森林整備区分の状況

区分	契約地		割合		
	契約箇所	契約面積	契約箇所	契約面積	
循環利用林	A	324件	3,821ha	30.2%	27.3%
	B	627件	7,773ha	58.4%	55.6%
環境保全林		110件	1,978ha	10.2%	14.1%
自然誘導林		13件	420ha	1.2%	3.0%
計		1,074件	13,992ha	100%	100%

※契約面積は除地を除く植栽面積で表示

※契約団地ごととしている

イ 契約地ごとの森林整備区分と整備目標、整備方針

循環利用林において優先的に森林整備等を実施しました。

また、森林整備にあたっては、画一的な施業基準にとらわれることなく、林況や造

*7 管理除外地：分収造林契約区域のうち、契約時から植栽を行なわなかった区域や、植栽を行なったものの植栽木の活着がみられなかった区域。

林補助金の配分状況を踏まえ、施業基準の柔軟な適用に努めました。

今後も森林整備区分ごとに定められた整備方針に基づき、無駄のない事業の実施と適切な維持管理を行っていきます。

○森林整備区分毎の森林施業の状況（H25～）

（単位：ha、m）

区分	循環利用林			
	H25	H26	H27	H28
下刈り	48	0	0	0
枝打	43	25	22	0
除伐	I	39	19	16
	II			
保育間伐	111	189	25	0
利用間伐	82	98	205	171
作業道開設	7,176	8,490	7,503	6,498

ウ 採算の見込めない森林の取扱い

自然誘導林については、現在の植生を活かす方向で管理しました。

引き続き、土地所有者の理解を得ながら現在の植生を活かす方向で管理をします。

なお、投下資本の回収が不可能となるため、当該箇所にかかる債務返済について、公的支援制度の創設を全国森林整備協会等を通じ国に要請していきます。

エ 解除予定林の取扱い

契約更改に合わせて管理除外地を明確化し、書面を取り交わして管理する等、契約者との将来的なトラブル発生防止対策を実施しています。

なお、この5年間では契約の解除はありませんでしたが、今後も土地所有者の要請に応じて対応していきます。

(2) 契約地ごとの森林の情報管理

ア 森林情報の管理と充実

既存の森林管理情報を維持するとともに、将来の効率的な木材生産に向けての情報（1ha当たりの幹材積*⁸、造材歩留まり、林内路網密度*⁹、予想される主伐時の搬出方法、最寄りの市場や製材工場等販売先）を新たに収集・整備し、情報の充実に努めました。

イ 森林管理情報の活用と更新

すべての契約地において施業地カルテを作成し、利用間伐等の事業実施箇所選定や設計積算などに活用しました。

県下各地に点在する契約地には、契約地や造林実績、保育実績など多様なデータ

*⁸ 幹材積：枝条、根株を除く幹の材積。

*⁹ 林内路網密度：m/ha で表され、収穫対象面積 1ha 当たりの路網延長。

(森林管理情報)があります。これまでは別々に台帳管理されていた森林情報を一元的に管理できるシステムを構築し、契約地及び分収林を長期間、適切かつ効率的に管理できるようになりました。これまで管理してきた情報は、その大半が事業の実績情報ですが、将来の効率的な木材生産を視野に、必要となる契約地ごとの情報(1ha当たりの幹材積、造材歩留まり、林内路網密度、予想される主伐時の搬出方法、最寄りの市場や製材工場等販売先)の整備も行ないました。

しかし、すべての契約地の現地調査は時間と経費がかかることから、空中写真など既存資料をもとに施業地カルテを作成したため、森林の現況等を正確に反映できていません。今後は、利用間伐事業など森林整備事業の実施で得られた現地情報を反映させ、精度の向上を図ります。(再掲)

ウ 経営情報と森林管理情報との連携

県内主要市場の木材価格動向及び需要状況を調査し、これらの情報を木材の生産や販売などの経営判断に活用するようにしました。

今後も調査で得られた県内主要市場の木材価格等を森林管理システムに登録し、木材の生産販売などの経営判断に活用していきます。

(3) 長伐期施業管理体制の確立

ア 長伐期・非皆伐施業への誘導と管理

平成16年度からすべての分収造林地を長伐期・非皆伐施業による管理方法に転換し、針広混交林を目標林型として森林を管理しています。そのために必要となる後継広葉樹の更新・育成や、残存木の伐採方法などの技術的な課題に対し、岐阜県森林研究所の成果発表会などに参加して、知見の収集に努めました。得られた知見としては、列状間伐や間伐率など間伐方法による広葉樹の侵入や、広葉樹母樹からの種子飛来による更新の状況がわかりました。

しかし、森林の育成には長期間かかることから、この5年間では後継広葉樹の更新・育成の施業方法の確立には至らず、引き続き知見の収集に努めます。

イ 長伐期施業への契約更改の計画的な実施

長伐期施業への契約更改を進め、契約地の87%(平成29年3月末現在)について契約変更を行いました。

一方、未更改の所有者からは、植栽してから年数が経っておらず主伐時期がきた時の木材価格の状況により契約更改するか否か決定したい等の意見があり、すべての方に理解していただけませんでした。

今後も引き続き契約更改を進め、特に契約期間が満了に近い契約地を優先して手続きを進めます。

○H29年3月末 長伐期契約変更進捗状況

(単位：上段=箇所、下段=(人))

全契約 件数	更改済		H28 更改分	未更改	未更改内訳				
	件数	率(%)			手続中	未相続	未回答	反対	不明
1,252	1,090	87	33 (255)	162 (819)	18 (30)	21 (9)	43 (697)	68 (71)	12 (12)

ウ 土地所有者への説明報告

広報誌「森の息吹」を年1回発行し、契約者に分収造林事業の取り組み等紹介するとともに契約期間の延長及び分収割合変更をお願いしています。

なお、この広報誌はホームページにも掲載しています。

エ 長伐期への契約変更が困難な森林への対応

不明者により全員の同意が得られない共有林について、契約更改が困難な状況となっています。こうした状況について、国に法的整備を働きかけた結果、分収林契約の変更における特例制度が創設（分収林特措法）され、平成29年4月1日から施行されることとなりました。この特例制度は、不明者がいる場合においても、公告の結果1/10を超える異議がないことをもって、全員の同意がなくても契約変更できるものであり、今後はこの制度の活用を視野に入れ、契約更改を進めます。

(4) 公社事業の県民へのPR

ア ホームページの拡充・更新

平成25年度にホームページをリニューアルし、公社の目的、役割、事業などについて、分かりやすい情報の発信に努めました。

イ イベントへの出展によるPR

公社の目的、役割、事業などについて県民の理解を得るため、岐阜県が開催する「森と木とのふれあいフェア」へ毎年出展してPRに努めました。今後もイベントへの出展等を通して普及啓発を行います。

○イベント実施及び出展状況

イベント名及び開催場所	内 容	参加者	実施日及び出展日
森と木とのふれあいフェア 岐阜市 県庁前芝生広場	丸太切り体験 パネル展示	600人	平成24年10月27日（土）
		400人	平成24年10月28日（日）
		600人	平成26年10月25日（土）
		600人	平成26年10月26日（日）
		700人	平成27年10月24日（土）
		600人	平成27年10月25日（日）
森と木とのふれあいフェア 揖斐川町 谷汲緑地公園		50人	平成28年10月 9日（日）

3 木材生産対策

(1) 計画的な木材生産に必要な体制の整備

ア 現況の把握

計画的な木材生産を推進するため、施業地カルテを作成して林道からの距離などの現状を把握し、利用間伐事業の計画に活用しました。

しかし、すべての契約地の現地調査は時間と経費がかかることから、空中写真など既存資料をもとに施業地カルテを作成したため、森林の現況等を正確に反映できていません。今後は、利用間伐事業など森林整備事業の実施で得られた現地情報を反映させ、精度の向上を図ります。(再掲)

イ 路網整備の推進

木材生産に必要な作業道を456,503m(平成28年度末累計)開設し、木材生産に必要な基盤を整備し、利用間伐を進めました。

しかし、現状の路網密度(平成28年度末 33m/ha)は、目標(150~200m/ha)には未だ達していないことから、今後も計画的に路網整備を進めていきます。

○作業道整備の状況

(単位：路線、m)

区分	H23年度末 (累計)	H24	H25	H26	H27	H28	H28年度末 (累計)
路線数		3	21	15	14	13	
延長	423,644	3,038	7,330	8,490	7,503	6,498	456,503
内訳	車道	2,397	4,991	8,175	7,503	6,498	
	機械道		641	2,339	315	0	0

ウ 計画的な木材生産

人材育成、施業の集約化、作業道開設など木材生産体制の整備により、平成24年度から平成28年度までに利用間伐を589ha実施し、15,341m³の木材生産を行いました。

木材生産量は平成23年度の1,202m³から、平成28年度には4,852m³と約4.0倍、木材販売収益も7,769千円から11,593千円と約1.5倍となりました。

また、収益の拡大のため、従来は林地に捨てられていた未利用材の活用にも取り組みました。

平成28年度は利用間伐に関する国の補助制度に変更があり、従来の直接支援事業(公共事業)に新たに生産性強化搬出間伐事業・原木安定供給推進事業(非公共事業)が加わりました。非公共事業の場合はhaあたりの搬出材積が20~30m³以上になると実質補助率が下がるため、搬出材積に応じ、より有利な補助制度を活用して経費の軽減に努めました。

木材の需要先と木材販売の協定を締結するとともに、岐阜県森林組合連合会などから販売先に応じた有利な採材方法の指導・助言を受け、計画的な木材生産に努めました。

○利用間伐実施面積、販売材積 (単位：ha、m³、千円)

年 度	利用間伐面積	販売材積	販売収益
H24	33	773	2,612
H25	82	1,991	12,831
H26	98	3,296	13,451
H27	205	4,429	13,982
H28	171	4,852	11,593
計	589	15,341	54,469

利用間伐事業の実施にあたっては、国の造林補助事業の活用が不可欠です。しかし、国からの造林補助金配分が減額となると公社の利用間伐事業量を減じざるを得なくなり、計画的な木材生産が困難となることから、今後も全国森林整備協会等を通じ、国に対し造林補助金の予算確保について働きかけていきます。(再掲)

エ 人材の育成

木材の生産システムに精通し、森林を適正に経営・管理できる人材育成のため、公社職員に施業プランナー研修を受講させ、施業プランナーを6人、更に上級施業プランナーを2人育成しました。また、森林評価測定士については6人育成しました。(再掲)

これにより、森林経営計画の策定と効率的な施業の実施ができるようになりました。

引き続き木材生産の拡大に向け、木材の生産販売等に関する知識及び技術を有する職員の育成に取り組みます。(再掲)

オ 木材需要情報の収集

岐阜県森林組合連合会(以下、「県森連」という。)の岐阜、東濃、飛騨の3共販所の原木市場情報を収集し、利用間伐の実施にあたり採材・搬出先等の検討に活用しました。

しかし、これまでは各地区担当職員が主に地域内の原木市場や製材工場等の情報をもとに搬出先を検討していたため、木材販売ルートの拡大や販売エリアの拡大に繋がらないことがありました。

今後は、県下全域にわたり原木市場情報や製材工場等の木材需要情報等を一元的に取り扱う責任者を配置して、地区ごとに需給調整している現状を改善します。

カ 森林組合、民間事業者の活用

公社造林地を含めた区域で、共同の森林経営計画の作成とその計画に基づく森林施業を行う林業事業者をプロポーザル方式で募集しました。

これにより、新たに森林経営計画の作成が可能になり造林補助金を活用することができたほか、共同で作業道を開設することにより経費を縮減することができました。

○共同の森林経営計画の作成をプロポーザル方式により実施 (単位：箇所、ha)

年 度	区 分	団 地 数	契約箇所数	面 積
H24	公社全体	44	77	1,151
	うちプロポーザル	35	65	792
H25	公社全体	35	69	1,097
	うちプロポーザル	29	61	1,027
H26	公社全体	24	38	680
	うちプロポーザル	22	35	611
H27	公社全体	7	22	284
	うちプロポーザル	6	21	247
H28	公社全体	1	1	37
	うちプロポーザル	1	1	37
計	公社全体	111	207	3,249
	うちプロポーザル	93	183	2,714

(2) 低コスト生産に必要な基盤等の整備

ア 周辺森林と集約化の促進

公社造林地を核に周辺の森林の集約化を進め、共同の森林経営計画を作成し、183箇所、2,714haの分収造林地において計画的な木材生産に取り組んでいます。

○集約化施業の状況

(単位：ha、%)

区分	H24	H25	H26	H27	H28	計	比率	
共同森林経営計画	5,219	4,652	2,234	630	216	12,951		
内 訳	森林公社造林地	821	1,054	616	247	37	2,775	
	森林公社以外の森林	4,398	3,598	1,618	383	179	10,176	
単独森林経営計画	330	43	64	37	0	474		
森林公社分計画策定面積	1,151	1,097	680	284	37	3,249	23.2	
森林公社分計画策定済面積	1,151	2,248	2,928	3,212	3,249			
未 策 定 面 積	12,840	11,743	11,063	10,779	10,742	10,742	76.8	
計	13,991	13,991	13,991	13,991	13,991	13,991	100	

イ 低コストな作業システムに必要な作業道等の整備

定額補助制度を活用し、木材の搬出に必要な作業道（機械作業路）の整備を進めました。引き続き、林内路網の充実のため支線となる機械作業路の整備が必要ですが、利用間伐事業実施には、作業ポイントや山土場の設置、軟弱地盤への対応など定額補助の上限を超えるような区間も多いため、平成27年度以降は、トラックの通れる作業道（車道）の開設とあわせ必要に応じ整備しています。

○機械作業路整備の状況

(単位：箇所、m)

年度	設置箇所	延長			計
		循環利用林 A	循環利用林 B	その他	
H24	1		641		641
H25	7	930	1,409		2,339
H26	1	315	—		315
H27	—	—	—		—
H28	—	—	—		—
計	9	1,245	2,050		3,295

ウ 山元土場*¹⁰、中間土場による木材流通の合理化

従来は市場販売から工場直送や山元土場販売に取り組み、市場販売で必要となるはい積料*¹¹、市場手数料を縮減しました。

今後も木材流通コストの削減を図るため、中間土場*¹²から製材工場等への直送や、山元土場販売に取り組みます。

○間伐材販売の状況

(単位：m³、千円)

年度	市場販売		システム販売		その他		計	
	材積	金額	材積	金額	材積	金額	材積	金額
H24	579	4,549	11	131	183	664	773	5,344
H25	1,254	15,286	323	3,279	414	4,828	1,991	21,388
H26	1,718	20,707	424	4,845	1,154	9,472	3,296	35,025
H27	1,264	14,977	347	4,261	2,818	14,660	4,429	33,898
H28	1,081	12,569	668	8,905	3,103	18,781	4,852	40,255
計	5,896	68,088	1,773	21,421	7,672	48,405	15,341	135,910

※その他は、山元土場販売、製材工場・チップ工場・バイオマス発電施設等への直送等

エ 事業コストの縮減

国の統一步掛の活用と、プロポーザル方式による事業者選定により、コストの縮減を図りました。また、平成28年度から全事業地で列状間伐を試行し、集材コストを縮減(150万円)しました。

今後もこれらの取り組みを継続していきます。

(3) C、D材*¹³を含めた利用可能材の生産拡大

ア 木質バイオマスの活用に向けた取り組み

バイオマス発電施設などへ燃料用材として出荷するなど、生産量の拡大に努めました。

*¹⁰ 山元土場：木材生産地に設置した木材の集積地。

*¹¹ はい積料：出材された木材を出展者毎に需要者向けに仕分け山積みする作業に要する費用。

*¹² 中間土場：木材生産地と市場までの幹に設置した木材の集積地。

*¹³ C、D材：C材は柱や垂木、杭などに使用できない細い丸太。D材は枝、端材をいう。

木質バイオマスの需要が高まっていることから、今後もC、D材の生産拡大に向けた取り組みを継続していきます。

○木質バイオマスの活用状況 (単位：m3、%)

年度	伐採材積	販売材積	利用率
H24	2,815	—	—
H25	9,897	—	—
H26	12,575	—	—
H27	21,597	220	1
H28	19,213	632	3
計	66,097	852	—

イ 未利用材の利用の取り組みの推進

C、D材の生産量を増加させることにより、間伐材の利用率向上に努めました。

特に、平成27年度は未利用間伐材利用促進対策加速化事業（平成27年度限りの国補助事業）を活用して、保育間伐事業地でも極力、間伐材を搬出することにより、C、D材の販売量が増加しました。

しかし、C、D材の販売価格は、A、B材と比較して安価であることから、生産、流通コストの削減が課題です。

今後は、C、D材の造材歩掛り見直しによる生産コストの削減、また伐採現場における直接販売による流通コストの削減に取り組めます。

○間伐材の利用率 (単位：m3、%)

年度	伐採材積	販売材積	利用率
H24	2,815	773	27
H25	9,897	1,991	20
H26	12,575	3,296	26
H27	21,597	4,429	21
H28	19,213	4,852	25
計	66,097	15,341	23

○C、D材の販売状況 (単位：m3)

年度	岐阜地区	西濃地区	中濃地区	東濃地区	飛騨地区	計
H24	124	—	—	—	—	124
H25	—	—	4	—	—	4
H26	2	386	96	—	398	882
H27	5	276	200	—	414	895
H28	0	738	819	—	—	1,557
計	131	1,400	1,119	—	812	3,462

(4) オフセット・クレジット*¹⁴（J－V E R制度）の導入

ア 民間資金の活用による公社経営の改善

カーボン・オフセットの推進に向け、国内における認証制度であるオフセット・クレジット（J－V E R）制度に取り組んでいます。このオフセット・クレジットを積極的に販売するため、ちゅうぶカーボン・オフセットE X P Oに出展しP Rを行いました。この結果、平成24年度から平成28年度までに、379t-CO₂、3,440千円を販売することができました。

しかし、この5年間では発行した全量を販売することはできませんでした。

今後も企業等へのP Rに努めます。

○クレジットの販売状況

（単位：t-CO₂、千円）

年度	発行量	販売量	販売金額	発行残量
H24	11,923	94	773	11,829
H25	9,416	94	945	21,151
H26	—	39	359	21,112
H27	—	95	872	21,017
H28	—	57	491	20,960
計	21,339	379	3,440	—

イ 企業へのP R、販売戦略の構築

平成24年度にJ－V E R販売スキームを構築し、ホームページ上に販売案内を掲載し、以降、カーボン・オフセットE X P O等のマッチングイベントへ毎年参加するなどP Rに努めました。

今後もイベント等でのP Rを継続するとともに、社員の自治体などの協力を得ながら企業へのP Rに努めます。

ウ クレジット販売収益の活用

クレジットの販売によって得られた収益は、森林管理事業に有効活用しました。

*¹⁴ 日本国内でカーボン・オフセットの市場を流通させるために、環境省が認定するクレジット及びその制度。

4 今後の課題

本格的な主伐収入が得られるまでの間は利用間伐収入に頼らざるを得ない状況にあります。また、木材価格も低下の傾向にあり（P24「1 m³当たりの木材価格の推移」を参照）、公社の分収造林事業は非常に厳しい環境にあります。

近年、利用間伐収入は増加傾向にありますが未だごく僅かであり、分収造林事業費、一般管理費及び多額の借入金の返済、その利息等の支出を賄うため、毎年新たな借入が必要となっています。借入残高も当面増加することが予想されることから、少しでも借入額を抑制する必要があります。

さらに、公社の分収造林地は奥地に位置し、所有者自らでは造林を行うことが困難なところを対象地としてきたため、基盤整備も不十分で効率的な林業経営を行う条件が必ずしも良いとはいえません。このことが、経営を大きく圧迫する要因となっており、公社自らの経営努力だけでは解決できない構造的な問題も抱えています。

以上に対応するための経営対策、森林管理対策、木材生産対策の対策別の課題は、以下のとおりです。

(1) 経営対策について

第6期分収林計画による利用間伐事業の大幅な増加、分収割合の変更や長伐期化への契約変更事務、長伐期化の合意が得られない森林における主伐の実施など今後業務量の増加は明らかです。一方、数年内には定年退職者も生じてくることから、事業を確実に実施していくための組織体制づくりや、業務の一層の合理化を進めます。

また、日本政策金融公庫と金融機関への償還が公社の経営を圧迫しているため、償還条件の変更などにより負担軽減を図ること、利用間伐推進資金が平成34年度に終了する予定であることから、これに代わる資金対策を検討します。

さらに、借入金の返還に向けて木材販売収入等を確保できる仕組みの検討や、分収割合の変更を進めます。

分収造林事業は、きわめて長期にわたる事業であることから、中長期的な視点に立ち、経営状況の的確な把握に努めます。

(2) 森林管理対策について

公社が管理する分収造林面積は約1万4千ha、契約件数は1,200件を超えています。契約地の森林情報を新たに整備した森林管理システムで的確に管理し、経営判断に活用します。

新たな森林整備区分に応じた整備方針により保育事業を実施し、更に生育状況に応じて事業の必要性を検討するなど、引き続き長伐期施業に向け知見の収集と無駄のない事業の実施を行っていきます。

また、長伐期への契約更改を確実に行的っていくため、所在不明者の調査や境界明確化等、森林所有者情報の整備を継続して行います。契約更改に反対している所有者について、契約期間が満了に近い契約地を優先して対応します。所有者不明で契約更改が行えない契約地については、分収林契約の変更における特例制度の活用を検討します。

更に、自然誘導林に区分し、全体が広葉樹林化して不成績造林地となっている場合は、有用広葉樹が成林していることも考えられるため、不採算林かどうか契約期間満

了前に現地調査して契約解除するか否か見極めます。

ただし、契約解除には、借入金の償還等の課題があるため、財源の確保や支援制度の創設について国及び県に要望します。

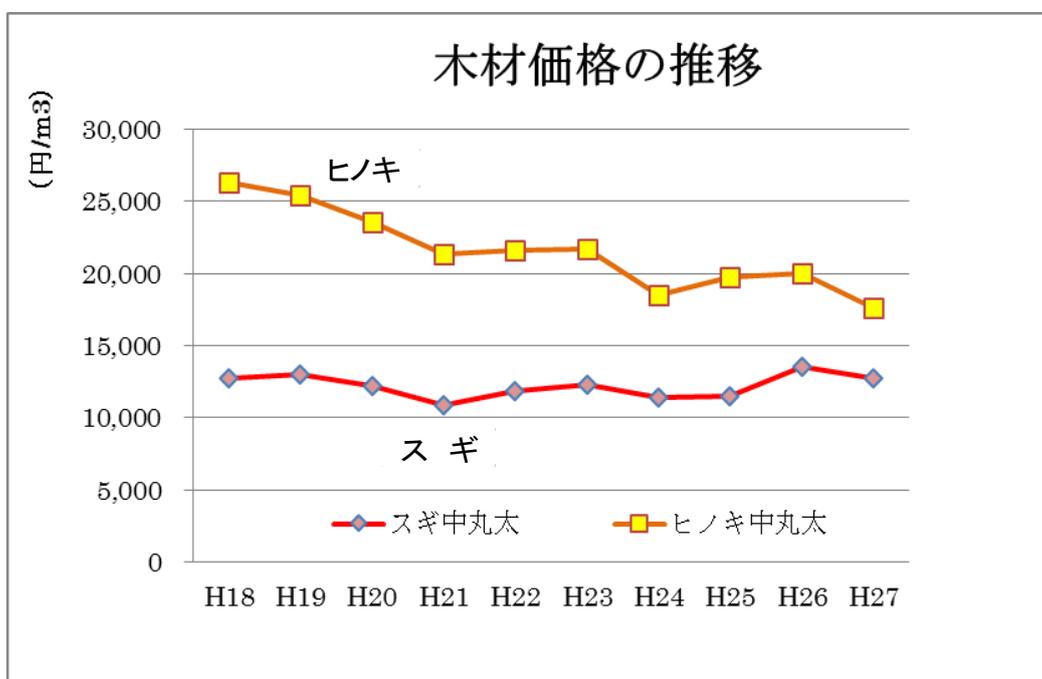
一方、公社が実施する分収造林事業は、水源かん養機能など森林の持つ公益的機能を維持・発揮させる役割を担う公益性の高い事業であること、また岐阜県から多額の借入金をしていることなどから、県民に公社事業についての理解を得るための普及啓発を行います。

(3) 木材生産対策について

第6期分収林計画に基づき利用間伐事業や作業道整備を確実に実施するため、収益を拡大させるための低コストな木材生産方法や有利な販売方法について継続して検討していきます。

また、搬出材積量により実質補助率が低下する補助制度が適用される場合は、計画どおりの木材販売収入が見込めなくなります。このため、より有利な補助制度を活用できるよう国や県に要望していくとともに、利用間伐等の事業経費をさらに縮減していきます。

さらに、オフセット・クレジット（J-VER制度）のクレジット販売収益を利用間伐事業等に活用し、経営の改善を図る必要があります。



IV 課題解決に向けた取組

1 経営対策

(1) 組織の見直し

ア 現状及び今後の課題対応に向けた経営・管理部門の組織体制の見直し

- ・分収割合及び契約期間の契約変更事務、利用間伐の増加、契約満了となる契約地への対応などにより今後業務量が増加していきます。一方、数年内には定年退職者が生じることから、業務の水準を維持するために、現場担当職員への県からの派遣職員の追加の要望、アウトソーシングの実施など組織体制を見直します。

【新規】

(2) 管理・事業費の縮減

ア 競争原理を導入した契約による事業費の縮減

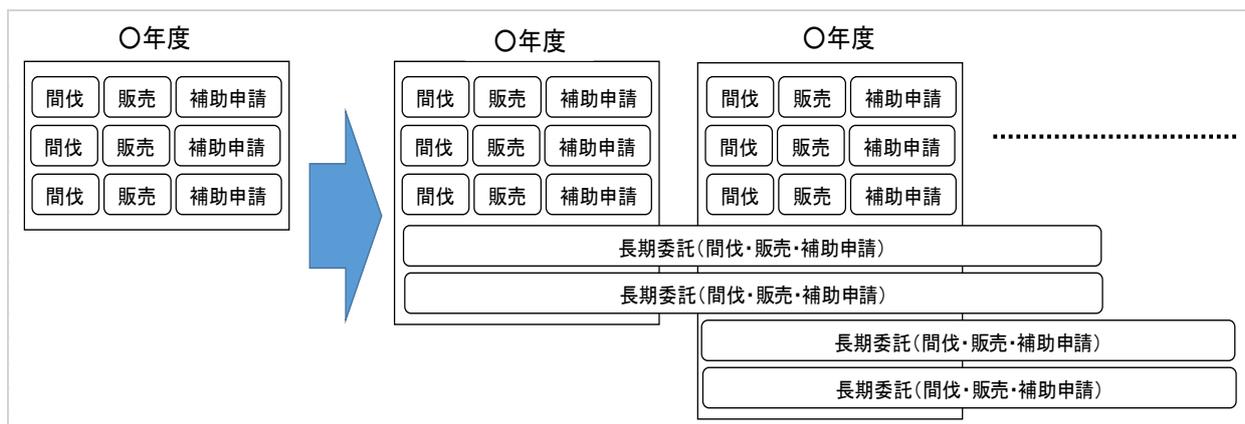
- ・プロポーザル方式又は指名競争入札により事業体を決定することで、事業費を縮減します。【継続】

イ 設計歩掛りの見直しによる事業費の縮減

- ・C、D材の造材歩掛りやトラック輸送費など、実態より高い積算となっている可能性がある項目について、設計歩掛りの見直しを検討します。【新規】

ウ 事業量の増加に対する管理費の縮減

- ・第6期分収林計画に基づく利用間伐の増加（H27:205ha→H32:600ha）や、分収割合変更手続きなど、今後増加する事務について、原則として現在の人員体制で実施できるよう複数年の長期委託の導入等による事務量の縮減対策に取り組みます。【新規】



エ 現地研修の受け入れ等による森林整備の推進

- ・無償での森林整備が少しでも多く実施されるよう、県が行う現地研修やボランティア活動へ公社造林地を積極的に提供します。【新規】

(3) 国・県・公庫等による支援策の積極的な活用

ア 低利な融資制度の活用や有利な補助事業の実施

- ・新たな借入金を最小限に抑制し債務に係る利子負担を軽減するため、事業資金の調達は無利子貸付資金をはじめ低利な日本政策金融公庫資金を有効に活用します。【継続】
- ・森林整備事業は、清流の国ぎふ森林・環境基金事業など、公的支援策を最大限に活用した事業を計画し、適切な森林整備を進めるとともに、借入金の抑制を図ります。【継続】
- ・美しい森林共同整備岐阜県協議会から受託して実施する分収林契約適正化事業（国補助事業）を活用して、長伐期施業への契約変更事務及び契約適正化対象森林選定活動により分収造林地の調査をし、事務経費の縮減を図ります。【継続】
- ・国及び日本政策金融公庫に対し、利用間伐推進資金の継続のほか、償還条件の変更（単年度償還金額の減額、償還期間の延長、償還時期の延期等）や条件の良い資金への借り換えなど新たな支援策の創設を要請します。【一部新規】
- ・利用間伐推進資金が継続されなかった場合、あるいは日本政策金融公庫と比べ、利率や償還期限など有利な貸付条件となる場合には、金融機関への借り換えを検討します。【新規】
- ・国及び県に対し、予算確保と有利な造林補助金の増額配分について要望を行い、増額等があれば柔軟に予算対応を行います。【新規】

○償還円滑化資金*15利用による金融機関への償還計画

(単位：百万円)

区 分	H29	H30	H31	H32	H33
日本政策金融公庫償還金額	213	221	232	266	277
金融機関償還金額(注1)	537	499	486	478	506
償還円滑化資金額(注2)	675	648	646	670	705

注1 金融機関償還金額は毎年の管理費分および任意繰上償還資金の返済元金合計額

注2 償還円滑化資金額は償還元金の90%以内について借受

任意繰上償還資金の返済元金については県からの借入金を継続

(4) 分収割合の見直し

ア 分収割合の変更の推進

- ・長期収支を改善し、公社事業の継続的な運営を図るためには分収割合の変更が不可避です。契約者の理解を得たうえで、早期にすべての契約変更を進めます。【継続】

イ 分収交付金算定方法の見直し

- ・利用間伐の分収交付金算出にあたり、調査費も含め事業に要する経費を差し引いて交付することにより、公社の負担を軽減します。【継続】

*15償還円滑化資金：分収造林事業に伴って借り受けた資金のうち、各年度における償還元金の90%に相当する額を貸し付けるもの。

分収交付金の算出方法

(分収交付金)

$$= ((\text{木材販売収入} + \text{補助金収入}) - (\text{事業費}) - (\text{作業道開設} \cdot \text{補修費}) - (\text{調査費})) \times \text{分収割合}$$

(5) 経営状況の実態把握

ア 長期収支の試算の見直し

- ・木材価格や金利、造材歩留まり等は長期的な収支の見込みを大きく変動させる要因となることから、それら要因が大きく変化した場合には、長期収支の試算を見直します。【継続】

イ 中期的な財務動向の把握

- ・長期収支試算の見直しに併せて、今後5年間の収支計算書を作成し、中期的な見通しの把握に努めます。【継続】

2 森林管理対策

(1) 森林の生育状況に応じた保育施業の実施

ア 新たな森林整備区分による保育施業の実施

- ・分収林契約適正化事業を活用して現地調査を実施し見直しを行った森林整備区分及び施業基準により、また、県が進める100年先の森林づくり計画の趣旨との整合も図りながら保育事業を実施します。更に生育状況に応じて間伐の間隔を長くするなど、効率的な事業の実施と適切な維持管理を行います。

【新規】

- ・航空写真調査や図上検討により抽出した自然誘導林について、契約期間満了前に現地調査を行い、木材搬出の可否を判断していきます。その結果、不採算林となった森林については、森林所有者と協議の上、当該部分の契約解除（部分解除）を進めます。ただし、契約解除には、借入金の償還等の課題があるため、財源確保や支援制度の創設について国及び県へ要望します。

【継続】

(2) 契約地ごとの森林の情報管理

ア 森林管理システムを活用した効率的な管理

- ・平成28年度に整備した森林管理システムを活用し、分収林の契約地毎の情報を一括して管理します。これにより、各種事務処理の効率化と確実な情報の更新を行い、施業地カルテの精度の向上を図るとともに、契約地毎の長期収支の把握や木材の生産販売などの経営判断にも活用します。【新規】

イ 森林所有者情報の整備

- ・必要な保育事業の実施や、契約期間延長や分収割合変更の手続きを進めるため、所在不明者の調査や、集合契約で個人ごとの土地所有界が不明確な箇所の境界明確化などを行い、情報の整備を行います。【一部新規】

(3) 長伐期施業管理体制の確立

ア 長伐期施業への契約更改の計画的な実施

- ・分収造林契約の契約期間を延長する契約更改について、契約期間の満了が近い未更改箇所の交渉、所在不明者の調査等を継続し、分収林契約の変更における特例制度の活用を視野に入れ、計画的に契約更改を進めます。【継続】

○ 契約期間延長の契約更改の進捗目標

(単位：件、ha)

区 分	H29	H30	H31	H32	H33	計
契約更改件数	36	36	36	36	18	162
累計件数	1,126	1,162	1,198	1,234	1,252	
進捗割合	90	93	96	99	100	
契約更改面積	500	500	500	500	562	2,562
累計面積	12,895	13,395	13,895	14,395	14,957	
進捗割合	86%	90%	93%	96%	100%	

イ 長伐期非皆伐施業の施業方法の確立へ向けた調査の実施

- ・長伐期非皆伐施業の施業方法を確立するため、先進事例の調査等を行って知見の収集に努め、施業体系の検証を継続します。【継続】

ウ 長伐期施業への契約更改が困難な箇所への対応

- ・長伐期施業への契約更改が困難な場合は、当初契約期間内で伐採することとなるため、伐採後の森林管理（造林）の責務について土地所有者への説明を行っていきます。【継続】
- ・小面積皆伐により複数回に分けて伐採を行うなど、更新伐による造林補助金の活用や、天然更新による植栽コストの削減などを検討します。【継続】
- ・伐採収益による投下資本の回収は困難であることが見込まれるため、当該箇所に係る債務返済に対する支援制度の創設を国、県及び日本政策金融公庫へ要望します。【継続】

エ 明認板による所有権の公示

- ・契約期限が迫っている契約地については、立木の処分方法を検討する必要がありますが、主伐による森林荒廃を防ぐ対策として、皆伐ではなく伐採間隔を開けてパッチ状に部分皆伐を繰り返すなどの手法が選択肢として考えられます。しかし、すべての立木を処分するまでに契約期限及び地上権設定期間を過ぎてしまう可能性が考えられます。また、契約期間は延長できても、所有状況により地上権の設定期間の延長ができていない契約地もあります。

こういった場合、樹木が公社の所有物であることを公示して第三者に対抗する手立てとして明認板の設置を行います。なお、明認板の設置は地上権の設定期間内に行う必要があります。また、明認板を維持しなければならないことに留意します。【新規】

(4) 公社事業の県民へのPR

ア イベントへの出展によるPR

- ・公社の目的、役割、事業などについて、県民の理解を得るため、イベントへの出展等を通して普及啓発を行います。【継続】

3 木材生産対策

(1) 計画的な木材生産に必要な体制の整備

ア 人材の育成と組織体制の整備

- ・森林・林業に関する高度で専門的な知識を有する人材を育成するため、国等が実施する研修に職員を派遣し、国家資格である森林総合監理士の登録を目指します。

【継続】

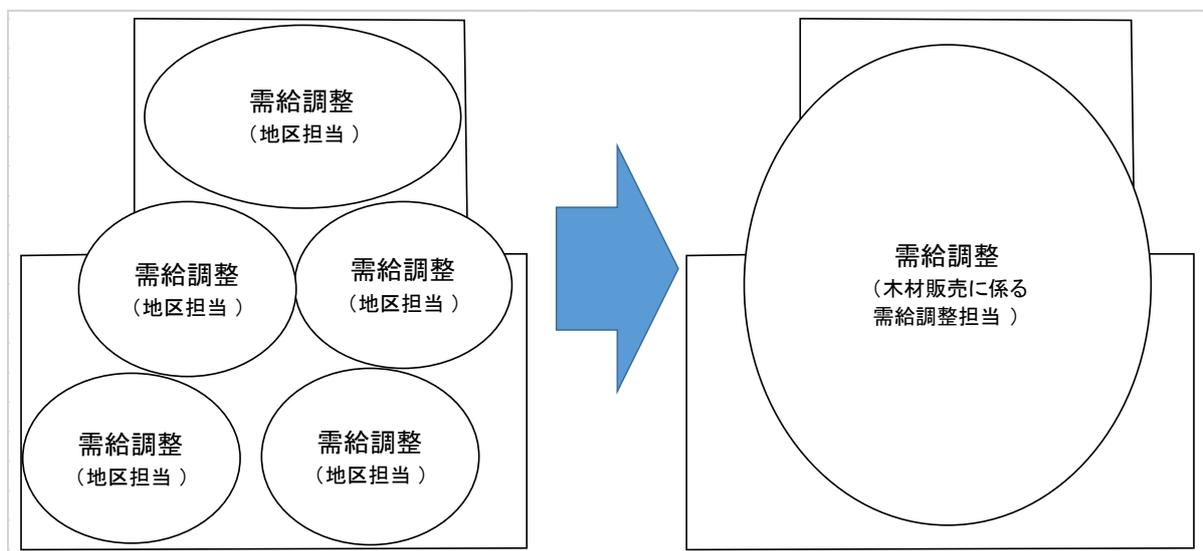
- ・森林経営や木材の生産販売等に関する知識及び技術を習得するため、岐阜県が実施する施業プランナー研修や、造材・仕分け・販売方法などの研修受講により、公社職員の能力向上を図るほか、岐阜県が認定する上級森林経営プランナーを育成します。更に、県が新たに創設する地域森林監理士についても積極的に育成を進めます。【継続】

○ 人材育成計画

(単位：人)

種 別	H28末時点	H29	H30	H31	H32	H33	計
森林総合監理士	0	1	0	1	1	1	4
上級森林経営プランナー	2	1	0	1	1	1	6

- ・県下全域にわたり原木市場情報や製材工場等の木材需要情報等を一元的に取り扱う需給調整の責任者を配置して、地区ごとに需給調整している現状を改善し、計画的な木材生産及び有利販売を進めるための体制を整備します。【新規】



(2) 低コスト生産に必要な基盤等の整備

ア 周辺森林との集約化の促進

- ・森林経営計画の樹立の際には、公社造林地の隣接地など周辺森林を含めた集約化を検討し、効率的な木材生産を進めます。【継続】

イ 低コスト作業システムに必要な作業道等の整備

- ・高性能林業機械の特性を組み合わせた作業システムが展開可能な作業道のほか、作業ポイント、待避所、山元土場の整備を進め、作業の効率化を図ります。
- ・作業道の開設は必要最小限とし、災害に強く低コストで安全な道づくりに努め、補修費の抑制に取り組みます。
- ・緩斜面ではフォワーダ、グラップル及びプロセッサの組み合わせによる車輛系システムを導入するため、路網密度を高め、開設目標を150～200m/haとします。また、斜面勾配が概ね30度を超える事業地ではタワーヤーダ（スイングヤーダ）とグラップル及びプロセッサの組み合わせによる架線系システムが展開できるよう、開設目標を40～60m/haとします。【継続】

○ 作業道開設計画

(単位：m)

区 分	H28実績	H29	H30	H31	H32	H33	計
作業道開設延長	6,498	13,000	13,000	15,000	15,000	15,000	71,000

ウ 効率的な木材生産

- ・利用間伐は原則として列状間伐とし、併せて現場ごとに最適な作業システムを採用することにより、効率的な木材生産を行います。【一部新規】

○ 利用間伐による木材生産費目標

(単位：円/m³、m³/ha)

区 分	H28実績	H29	H30	H31	H32	H33
利用間伐による1m ³ 当たりの木材生産費	13,334	13,300	13,200	13,100	13,100	13,000
利用間伐による1ha当たりの木材生産量	28	28	29	30	31	32

エ 流通コストの削減

- ・材の運搬は中間土場から製材工場等への直送を原則とし、ロットを大きくすることによる流通コストを削減の取り組みを継続します。公社単独で中間土場を確保することが困難な場合は、周辺事業者と中間土場の共用も検討します。【継続】

○ 利用間伐による販売経費目標

(単位：円/m³)

区 分	H28実績	H29	H30	H31	H32	H33
利用間伐による1m ³ 当たりの販売経費※	3,036	3,016	2,996	2,976	2,956	2,936

※積込料、運搬費、はい積料、手数料の合計

販売経費 = 経費総合計 / 生産量

経費 = 委託販売での経費

生産量 = 委託販売 + 山土場販売 という算出方法

(3) 木材生産量と販売収益の増加

ア 第6期分収林計画の確実な達成

- ・第6期分収林計画に基づき利用間伐に取り組み、木材生産量の拡大と収益の確保を図ります。【新規】
- ・利用間伐等計画量の増加に対応した造林補助金の優先的配分を、国・県に対して要望していきます。【新規】
- ・利用間伐実施箇所の現地調査の一部を前年度に実施し、4～5月の閑散期にも事業を発注することで、年間事業量を平準化し、事業量が増加しても受注が円滑に行われるようにします。【新規】

○ 利用間伐実施面積、販売材積目標

(単位：ha、m³)

区 分	H28実績	H29	H30	H31	H32	H33	計
利用間伐実施面積	171	400	500	500	600	600	2,600
販売材積	4,852	11,200	14,500	15,000	18,600	19,200	78,500

イ 販売方法の見直しによる収益の増加

- ・中間土場における素材のシステム販売や、C、D材の伐採現地からの直接販売など新たな販売方法を検討・試行し、木質バイオマスとしての有効活用と収益の増加に繋がります。【新規】
- ・木材販売エリア、木材販売ルートの検討範囲を拡大したうえで、詳細な需要調査の実施、流通業者との連携、過去の販売実績の整理・分析に加え、販売委託先からも納入先の案を複数提案させる等により木材販売先の精査や価格交渉を行います。【一部新規】
- ・木材販売先の流通担当者に現場で指導を受けるなど、有利な採材を工夫し、収益を増加させます。【新規】

○ 利用間伐による木材販売単価目標

(単位：円/m³)

区 分	H28実績	H29	H30	H31	H32	H33
利用間伐による1m ³ 当たりの木材販売単価	8,296	8,379	8,462	8,545	8,628	8,711

○ 利用間伐による収益目標

(単位：千円/ha)

区 分	H28実績	H29	H30	H31	H32	H33
利用間伐による1ha当たりの収益※	68	57	68	74	84	92

※収益＝木材販売価格－販売経費－木材生産費－作業道開設費－作業道補修費
(木材生産費、作業道開設費は、補助金分を除いた自己負担額とする)

(4)オフセット・クレジット（J－VER制度）の推進

ア 企業へのPR、販売戦略の構築

- ・現在取り組んでいるオフセット・クレジット（J－VER）制度について、認証されたクレジットを企業にできるだけ多く販売していくため、企業とのマッチングイベントや、社員の自治体が実施するイベントに参加してPRします。

【継続】

- ・こうして得られたクレジットの販売収益を活用し、利用間伐、作業道等の開設を進め経営の改善を図ります。【継続】

V 進捗管理

(1) 経営改善計画検証委員会^{*16}による進捗管理

- ・この経営改善計画については、経営改善計画検証委員会を毎年開催し、進捗状況を検証します。
- ・検証委員会における検証、評価結果や、情勢の変化等に対応し、必要に応じ経営改善計画の見直しを図ります。

*16 経営改善計画検証委員会：検証委員会は、岐阜県森林公社及び木曾三川水源造成公社が策定した「経営改善計画」（アクションプラン）の進捗管理を行うことを目的として設置されています。

委員会は、岐阜県森林公社の事務局長、事務局次長、各課長及び高山出張所長並びに木曾三川水源造成公社の課長の職にある者で組織しています。

